

回答書

令和7年7月25日

各位

宇城市子ども未来課

件名	宇城市公設放課後児童クラブ運営業務委託
----	---------------------

上記件名にかかる質疑の回答については、下記のとおりです。

質問番号	課題項目	質問内容	回答
1	実施要項【松橋地区】 2 業務の概要 (5) P2	利用料徴収は受託者が行い、受託料とは別に運営業務に充当することが出来るのか、ご教示ください。	利用料は運営規程により受託者が徴収を行い、運営業務に充ててください。
2	実施要項【松橋地区】 5 参加申出について (1) -エ	弊社は受託実績が多くあり、1年毎の随意契約等も多く契約しているため、R2年からR6年の実績とあるが、最新の契約書が令和7年4月1日が多く、この内容を含めないと資料の提出が難しくなります。その点をご教示ください。	令和7年度分は含めず、令和2年度から令和6年度までの過去5年間の業務実績をご提出ください。
3	実施要項【松橋地区】 5 参加申出について (1) -カ	業務実施体制調書とあるが、様式集にはなく、記載内容の詳細をご教示ください。	業務実施体制調書には、管理責任者や担当者の氏名・年齢・所属・役職・実務経験年数・担当業務内容等を任意の様式で記載ください。 (氏名等不明な箇所は空欄で可)
4	実施要項【松橋地区】 8 提案書等の提出について (1) -ア・イ	提案書30P以内、提案事項・枚数制限なしとあるが、提案事項（ア）から（ソ）の内容が提案書の内容と重複してくるが、その点をどのようにすればよいのかご教示ください。	提案書と提案事項の内容が重複する場合は、提案事項を含めた提案書を1部、提案事項として正本1部、副本9部をご提出ください。
5	【別添】利用児童数等 8 クラブの利用児童数	令和7年5月1日の利用児童数と各クラブ定員との乖離があるが、過去6年間の各クラブの利用数の平均を積算根拠とするべきなのかをご教示ください。また、各クラブの加配を必要とする児童数もご教示ください。	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度と令和3年度以降の利用数に乖離があるため、令和3年度から令和6年度の利用児童数の平均を積算根拠とさせていただきます。 ※R7. 7. 23に別添【利用児童数等】の人数を修正しております。 また、条例において、支援員の数は支援の単位（おおむね40人）ごとに支援員2人以上（ただしその1人を除き、補助員でも可）としておりますので、参考にさせていただきます。

6	【別添】利用児童数等 令和7年5月1日の職員数	利用児童、保護者の不安を払拭するためにも現在お勤めの支援員、補助員の転籍を第一に考えており、各クラブ毎の支援員・補助員46名の雇用条件の詳細をご教示ください。	支援員や補助員については、各運営団体で雇用契約を締結しております。 【R6年度参考値】 支援員：常勤 17人、非常勤 11人 補助員：常勤 8人、非常勤 7人 時給：960～1,200円
7	【別添】開所日・開所時間 開所日、閉所日等	開所、閉所、時間等の記載はあるが、8クラブの受託事業者負担金（水光熱費を含む別途支払い等）ございましたら、各クラブ毎にご教示ください。開所・閉所時間等、各クラブ毎に差異がございますが、市内統一のご提案は可能であるのかご教示ください。	受託事業者負担金については、業務委託仕様書の（別表2）費用分担区分をご確認ください。 また、開所時間等については、受託者がクラブ毎に運営規程において定めることとなっておりますので、提案いただくことは可能です。
8	【別添】保護者負担金 松橋第一・松橋第二	おやつ代について、左記2クラブ以外は保育料込みと記載がございますが、おやつ代月額1,000円は保育料込みなのか別途負担なのかご教示ください。また、いただいた資料では8クラブの保育料並びにおやつ代など、クラブ毎に差異がございますが、市内統一のご提案は可能であるのかご教示ください。	松橋第1・第2学童保育所のおやつ代については別途保護者負担です。 また、保護者負担金等については、受託者がクラブ毎に運営規程において定めることとなっておりますので、提案いただくことは可能です。